

萩藩庁における紙使用量削減策と文書記録の作成

—細字・行数規定・黄紙—

山崎一郎

はじめに

当館には、江戸時代、萩藩庁が業務の過程で作成・保存・利用した文書記録が大量に伝来している（毛利家文庫と県庁伝来旧藩記録）。そこに含まれる文書記録の成り立ち、性格を把握する上で、萩藩という組織がそれらをどのようなルールで作成していたのか、という検討を欠くことはできない¹。

その場合、文書の様式や機能、形態などに注目し検討する、古文書学的なアプローチが有効であることはもちろんである。しかし小稿では、やや視点を変え、経済史的な視点からこの問題を考えてみる。すなわち、萩藩が財政逼迫のなか、藩庁での紙使用量を削減するため、紙の使い方や文書記録の作成方法を役人へ細かく指示していたことを明らかにす

る。藩における文書記録作成のあり方は、経済的な問題にも大きく規定されていたことを確認したい。

萩藩の財政史に関しては、近年、田中誠二『萩藩財政史の研究』²が発表されたことにより、その動向を詳しく知ることができるようになった。以下、萩藩財政史、藩財政史に関しては同書に依拠し検討を進める。また、防長紙研究の古典的位置を占める御園生翁甫『防長造紙史研究』³を逐次参考とした。

一 延宝五年の公用紙私用禁止令

管見の限り、萩藩が藩庁での紙の使用に関し、役人へ具体的指示を出した最初の例は、延宝五年（一六七七）七月十三日付け加判衆連署条々⁴である。藩財政逼迫を背景に、経費削減の徹底などを命じた二

○ヶ条の最初に、次の条文がある。

一 御殿其外諸役所相詰候衆、自用をも公儀之昏を以被相調之由候、御内証御潤沢之節ハ不及御沙汰候へ共、此節別而御逼迫故諸事改被仰付候間、自今以後御殿并諸所之御役所ニ而自用被相調候とも、公儀之昏を遣候儀停止たるへき事

御殿・諸役所勤務の役人が「公儀之昏」（藩の紙）を「自用」、すなわち私的な用途に用いる例があると聞く。財政潤沢な時は問題にしなかったが（「御内証御潤沢之節ハ不及御沙汰候へ共」）、財政逼迫で諸事の変更が命じられている時でもあり、今後は藩の紙を私的に用いることを禁止する、という。

田中の研究によれば、萩藩財政は、天和・貞享仕組（一六八二〜八六）を画期に前期と中期に分けられる。仕組とは、藩財政立直しのための行財政改革を意味する。天和・貞享仕組以前、藩は逼迫する財政を支えるため、寛文十年（一六七〇）から家臣に禄高一〇〇石につき四石の馳走米（臨時の課税）を負担させ、延宝四年（一六七六）からはこれを六石とした。天和・貞享仕組では馳走米をさらに一五石

に引き上げるとともに、貞享検地を実施して年貢増徴と蔵入地拡大を図り藩財政を強化する。

延宝五年は、前期藩財政が行き詰まり、天和・貞享仕組という本格的改革の直前、馳走米増額など藩が家臣へいつその負担を求めた時期にあたる。この年一月には当職毛利内匠が江戸に上り、藩主綱広や江戸加判衆と財政再建に関する協議を始める。七月十三日は、財政逼迫に伴う諸制度の変更や経費削減などを命じる綱広黒印状（「条々」）、加判衆連署「諸法度条々」など一連の法令が出されている。

公用紙の私用禁止は、それ自体は財政立直しの根本策とはなり難く、経費削減を意識づけるに止まる。しかし、そうした行為があえて問題視され禁止が命じられた点に、この時期の財政逼迫の切実さ、危機意識をみてとれる。このち藩は、幕末期まで繰り返す紙使用量削減を命じ、その方策を申渡し続ける。その起点がこの延宝五年の条々であった。

なお、萩藩領内では、山代地方（周防国玖珂郡北部）が紙の一大産地であった。藩は同地に請紙制を施行して紙漉き百姓に重い負担を課し、彼らの漉い

た紙（山代紙）のほとんどを大坂に送って利益を得、藩財政の大きな柱とした。紙生産量は寛文九年（一六六九）に約三万丸とピークを迎え、以後減少に向かう。延宝五年まで、藩の紙を私的に使う行為が比較的大目に見られていたのは、後年と比べ、いまだ紙生産量が大きかったことも影響しただろう。

二 一八世紀前期の行数規定と黄紙の公用紙化

天和・貞享仕組から七代藩主重就が襲封する宝暦元年（一七五一）までは中期藩財政とされる。この期間中の一八世紀前期、特に一七〇〇～二〇年代に藩は、藩庁での紙使用量削減のため、重要なルールを二つ定めている。ひとつは文書作成時の行数規定、もうひとつは黄紙の公用紙化である。

（一）「細筆」「細字」と行数規定

行数規定は一枚の用紙に書くべき行数のルールであり、できるだけ多く書くことを義務づけ、紙使用量削減を図ろうとする。ただし、それに先立ちまず徹底が命じられたのは「細筆」「細字」、すなわち

できるだけ細い小さな字で書くことであつた。

宝永三年（一七〇六）十月、当職志道丹宮から諸郡代官宛てに次の通達が出ている。

一 諸御役所御用紙、御定有之候得共、近年漸々入増有之様ニ相聞候、此節之事ニ候間、少宛も減少候様ニと存、諸勘文細筆相調候様ニ可遂詮議候、御勘文之儀者於勘定方ニ相見申事ニ候間、

自今以後細筆不相調、さまざま成調出之役人有之候ハ、早々可申出候、即時可及御沙汰之通御勘定方へ申渡候条、被得其意可有沙汰候

諸役所で使用する紙は定量を定めているが（「御定有之候得共」）、使用量は増加傾向と聞く。財政のきびしい時でもあり（「此節之事ニ候間」）、少しでも削減を考え、勘文（諸々の算用状や勘定帳類）は細い小さな字で書くようにせよ（「細筆相調候様」）。また、代官提出の勘文に目を通す勘定方（勘文提出先の各役所）の役人は、細い小さな字で書いていない者や規格外の書き方をしている者を見つけた場合には（当職・当職所へ）申告すること、その者は即刻処罰すると勘定方役人へ言い渡したので、代官も

承知しておくようにという。細い小さな字を原則とし、その厳守のため、役人相互の監視を命じる内容である。

この通達以前、同年八月二十一日に藩は、代官へ対し、監査（「上勘」）に関わる一部事務を簡略化し無駄を省くよう命じたが、すでにその中で勘文や御用状の「細字」が指示されている。管見の限り、これが「細字」「細筆」を命じた最初の通達である。その二ヶ月後、「細筆」で書くことを強調した単独の通達をあえて出したのは、八月の通達以後、それが徹底されなかったためと思われる。

通達の三年前、元禄十六年（一七〇三）十一月に江戸で大地震があり、萩藩は幕府から江戸城修築普請を命じられた。その費用見積は金三〇四万両もの巨額で、藩は翌宝永元年（一七〇四）、家臣への馳走米をそれまでの一〇〇石につき五石から二〇石へ増額した。これは家臣収入の半分を出来させることを意味する（「半知」という。家臣馳走米の限界値）。藩主吉広は、自ら率先し儉約に努めるので、家臣もこれにならって儉約し半知の馳走に耐えよと命じ

た。翌年馳走米は五石に戻され、同三年も同額であった。¹⁰「細字」「細筆」の徹底は、家臣に対し非常の儉約、重い負担を命じた時期の後で、それは家中引締めの意味をもったであろう。同六〇七年には再び半知となる（後述）。

この七年後、「細字」の書き方がより具体的に指示される。藩庁役人に宛てた正徳三年（一七一三）四月一日付け「覚」には、公用紙の私用禁止を再度示した条文に続き、次のようにある。¹¹

一 奉書・勘文・書立物并御用事之書状等、此間調出之紙面二行之間江一行書入候程ニ細筆ニ可被相調候、若太筆之調於有之ハ不令印形、其筆者可相尋事

奉書・勘文・書立物・書状などを作成する場合は、これまで二行書いていた間（幅）に、さらに一行書き加えるぐらいの細い小さな字で書くようにせよ。もし太い大きな字で書いている場合（「太筆」）には、決裁印を押さず筆者を捜し出すという。もちろん、その筆者は処罰対象である。

この年は、財政逼迫の責任をとる形で前当職・当

役が逼塞となり、大規模な行財政改革を伴う正徳三年仕組が開始され、家臣へも半知が命じられた。¹² 財政再建を図る切迫した状況下での指示であった。

さらに五年後の享保三年（一七一八）五月二十八日には、藩庁役人へ業務上の儉約を命じた通達¹³に次の条文がある。

一御用紙大分之御入用候間、勘文并手紙等取遣りニても随分細字ニ可相調候、大字たりといふ共、凡疋尺之寸相之内いか程大字たり共十行を限り可相調候、然上者疋尺ニ不相足物者右之分寸之掠了を以可被相調候、此上いか程も其物ニ応し細字ニ相調、紙之費を厭候心持肝要ニ候事

藩庁での紙使用量が増加しているので、勘文や書状はできるだけ「細字」にせよ。大きな字でも紙一尺（約三〇cm）に十行を目処とし、一尺以下の場合はこちらに準じて書け。紙の大きさに応じて「細字」とし、使用量削減を心懸けよという。ついに、紙一尺に十行を目途とする具体的な行数規定が現れている。

この通達では他に、①役所間でやりとりする御用

状（業務上の連絡書状）はできるだけその裏面を使うこと、②封紙はできるだけ「古封紙」（使用済み封紙）を用いること、ただし、奉書やきちんとした相手先（「廉有先」）、他国などへの文書は除く、③藩内でやりとりする書状は「半紙」使用でよい、④役所での諸記録（「諸控物」）はできるだけ反古紙を使い「細字」とするなど、反古紙、使用済み紙の再利用を奨励している。

行数規定は、享保十一年（一七二六）十二月「覚」でより厳密化される。¹⁴ 裏判役渡辺小三郎から蔵本兩人役に宛てた通達で、紙の種類（規格）ごとに基準となる行数が定められた。

その一ヶ条目には、これまで奉書、勘文、書立物、書状などは「細字」を原則とし、先年規定行数も定めたところであるが（享保三年通達）、近年おろそかになっており、今回、あらたに紙の種類ごとに基準となる行数を定めたとある。そして、紙の種類ごとの規定行数を次のように示す。

一半紙堅折緘候而書調候時者片折ニ七行
一同疋枚ニ書立候時者拾五行、繼立候而も同前

一新小杉 堅折緘候而書調候時者片折ニ八行
 一同老枚江書立候時者拾七行、繼立候而も同前
 一新折 堅折緘候而書調候時者片折ニ九行
 一同老枚江書立候時者拾九行、繼立候而も同前
 一広折 堅折緘候而書調候時者片折ニ拾行
 一同老枚江書立候時者貳拾老行、繼立候而も同前
 一手紙 老枚江貳拾行、繼立候時者貳拾老行
 右之通行数被相定候、然共調かゝり御定之行数ニ
 不相成儀も可有之候条、一行之出入有之分者其通
 二て相濟事候、尤御定之行数方相増候分者一行ニ
 不限、貳行三行相増候而も不苦候（下略）
 藩庁で用いる五種類の紙、「半紙」¹⁵、「新小杉」「新
 折」「広折」「手紙」（書状の意味ではなく、紙の一
 規格としての「手紙」）について、堅折緘（冊子で
 の袋とじ）で用いる場合、全紙として用いる場合（繼
 立の場合も同様）、それぞれの行数を定めている。
 当然大きい紙ほど行数は多い。具体的には下表のと
 おりとなる。これ以外の紙はこの規定に準じる形で
 ある。裏判役渡辺は、これを基準に一行程度の増
 減は認める、二〜三行の増加は構わない、役人交代

表 萩藩における紙別の行数規定

紙種類	享保11年(1726)			規定行数	文政6年 (1823)
	大きさ	使い方			
半紙	縦	8寸(24cm)	堅折緘	7行	9行
	横	1尺1寸(33.3cm)	1枚・繼立	15行	
新小杉	縦	8寸4分(25.2cm)	堅折緘	8行	
	横	1尺2寸3分(36.9cm)	1枚・繼立	17行	
新折	縦	9寸4分(28.2cm)	堅折緘	9行	11行
	横	1尺4寸5分(43.5cm)	1枚・繼立	19行	
広折	縦	1尺(30cm)	堅折緘	10行	
	横	1尺5寸2分(45.6cm)	1枚・繼立	21行	
手紙	縦	5寸(15cm)	1枚	20行	
	横	1尺6寸(48cm)	繼立	21行	
美濃紙	縦				11行
	横				
【参考】 中小杉	縦	8寸(24cm)			
	横	1尺1寸5分(34.5cm)			

註：紙の大きさは『防長造紙史研究』148～150頁、265頁を参考にし
 た。なおcm表記は、1尺30cmとして、あくまでも目安に計算した数値。

時はこのルールを申し伝え、役所頭人が常に気を付
 けるように、と申渡している。
 この一〇〇年後の文政六年（一八二三）十一月、
 藩は紙使用量削減に関する過去の通達の厳守を命じ
 たが、その中に享保十一年通達も含まれている（後
 述）。この年の行数規定は、以後、藩庁での基本的

ルールとされ続けたことになる。

(2) 黄紙の公用紙化

一八世紀前期におけるもうひとつの大きな変化は、藩庁で使う紙が黄紙に定められたこと、すなわち黄紙の公用紙化である。黄紙は、黄檗を用いて染めた文字通り黄色を帯びた紙である。黄檗には防虫効果もある。萩藩では、次に示す宝永七年（一七一〇）四月朔日の「覚」により、公用紙として黄紙を用いることを定めた。¹⁶

覚

一 今度諸役所御用紙、新小杉・中小杉共ニ黄紙ニ被仰付候、然者前々御用紙随分始末仕、増紙等不申出様ニと度々被仰出候処、近年紙令不足之由ニ候、惣而勘文者細筆ニ相調候様ニ可仕候、然上者不心得之者、若黄紙を以自用相調、其反古いつれニても落散於有之ハ相尋出所、経年序候共、其者一廉曲事可被仰付候事

一（略）

一 就御用、他国取遣有之役所之儀者黄紙計ニても不相成事ニ候間、其役所無抛子細申出候ハ、其

節掠了を以、白紙をも取合相渡候様令沙汰候事

右之通、今日方諸役所江黄紙相渡させ候条、役人

中江手堅可被申聞候、以上

（朱書）
「宝永七年」

寅ノ四月朔日

宍 玄蕃

当職宍道玄蕃による通達の一ヶ条目に、諸役所で使用する「新小杉」「中小杉」紙を黄紙とするとある。奥書に「今日方諸役所江黄紙相渡」とあるように、萩藩庁での黄紙の公用紙化はこの時点から始まる。

当職宍道は、以前より役所の紙は節約し（「御用紙随分始末仕」）追加申請をしないよう命じていたが、それが守られず近年紙が不足している。文書や帳簿は細い小さな字で書くようにせよ。今後、黄紙を私的に用いた反古紙を見つけたら、出どころを探し出し、年月が経っていても犯人を罰するといふ。

ここに示されるように、黄紙の公用紙化は、公用紙の私的利用を防ぎ、藩庁での紙使用量削減を図るため始められた。黄紙を公用紙とすること、すなわち藩庁で用いる紙に色を付けることは、色による紙の公私の区別、その視覚化を意味する。これにより

公用紙の私的使用はかなり防止できる。黄紙を私的に用いれば一目瞭然となるからである。くわえて、藩が違反者へのきびしい姿勢を鮮明にした点も、私的利用を防ぐ効果を高めたであろう。

ただし黄紙の使用は、あくまで藩内、藩庁内に止まる原則であった。三ヶ条目には、他藩と文書をやとりする役所の場合、黄紙のみを使うわけにいかない、理由を付し別途申請すれば、検討の上、白紙を支給するとある。

またこの通達では、引用を省略した二ヶ条目で、反古紙の管理についても指示している。監査が終了し（「古証抛物差引相済」）、役人が「消印」を押した証書類は反古扱いとなる。ところがこうした文書が萩市中に回るケースがあると聞く。今後こうした文書は各役所で反古紙として保存し、各役所が申請すれば（当職・当職所が）処分先を指示する。各役所で勝手に反古紙の処理をしてはいけない。紙に限らず墨筆に至るまで儉約するように、とした。

黄紙は、この通達以後、藩政終了時まで公用紙として使用され続けた。ただし、時には黄紙が不足し、

やむを得ず白紙が用いられた場合もある。黄紙の公用紙化から三〇年後の元文四年（一七三九）六月、代官中から郡奉行・当職への上申書によれば、勘場での使用紙は黄紙と定められているが、黄紙が不足すると白紙を用いざるを得ず、統一が図れない状況があるという。このため代官の中には、以前の白紙使用に戻して欲しいとの要望もあつた。結局代官中は、各勘場で使用する紙量の見積を提出するので、それに基づき黄紙を支給して欲しいとの要望を出し、当職山内縫殿も検討すると回答している。¹⁷

黄紙が公用紙となる宝永七年とその前年は、藩が家臣に半知の馳走米を命じ（同元年以来）、百姓へも石別二匁五分の馳走出銀を賦課するなど、財政逼迫を背景に重い臨時負担を課した時期にあたる。¹⁸黄紙の公用紙化という新ルールは、藩庁役人や領民に、藩財政逼迫の深刻さと儉約徹底の必要性を、視覚的にも強く意識させるものとなつたであろう。¹⁹

三 一八世紀後半～一九世紀の状況

次に藩財政後期、一八世紀後半〜一九世紀の状況を検討する。当該期初め、藩は宝暦検地（宝暦十一〜十四年（一七六一〜六四））を実施し、財政の強化、藩主別会計である撫育金創設などを果たしたが、以後もけつして余裕のある財政ではなかった。一八世紀後期にはたび重なる幕府課役（諸国川普請、日光普請など）、さらには江戸藩邸類焼（安永元年（一七七二）、寛政六年（一七九四））などで出費が大きき、家臣半知も明和・安永・天明期にはほぼ常態化した。藩借銀は、宝暦期から文政初年まで銀四万貫目で推移したものの、文政五年（一八二二）に五万貫の大台にのり、つづく天保期にも借銀は増え続け、天保九年（一八三八）には九万貫目へと膨れ上がる。²⁰

藩は、引き続き儉約と紙使用量削減を役人に求め、中期に定めた行数規定を一部きびしくしたほか、使用紙の小型化、文書作成に関する心構えについて指示を出している。

（1）文書作成の心構えに関する指示

藩は、明和二年（一七六五）と安永二年（一七七

三）、諸役所の提出文書に関し、数字や内容、印などに不審な点がなければ、多少の削字、汚れがあつても受理すると通達している。²¹ 訂正箇所のないきれいな文書の提出を過度に求めれば、役人は清書を繰り返し、結果、紙使用量増加の原因ともなる。そこであまりきびしくは言わず、多少の汚れ・訂正箇所は認めるとしたのである。一方で、そうした箇所が多ければ、提出元に差し戻すともしている。役人はその程度具合に頭を悩ましたと思われる。

また安永七年（一七七八）には、文章の書き方について指示している。²² 要約すればわずかの文字数で済むのに、事の発端から書こうとするから長文となる。各役所で十分吟味し、文字数を減らし要点だけ書くようにせよ（「字数を不用、要文計書可申」）、とある。冗長な文書は止め、簡潔に記すことで紙使用量を減らせという。

これらの通達が出た年の家臣馳走米額をみると、明和二年が一八石懸かり、安永二年・七年は仕組年で半知の二〇石懸かりとなっており、いずれも重い負担が家臣に強いられた時期にあたる。²³

藩は、ほぼ半世紀後の文政六年（一八二三）十一月にもこれら通達の遵守を命じている。²⁴ 藩政後半期には、文書作成に関するこうした心構えが、紙使用量を抑える対策のひとつとされたのである。

同年十二月の通達には次の指示もみえる。²⁵

惣而執之御役所御控ニても則御当家之御書物ニ候条、成たけ細書にして仕立立派ニ有之度候、左候へハ手細ニ相成、取悩損も無之、御控物見請候而も自から御威光相備り御為可然候

どの役所が作成する記録（「御控」）でも、それは「御当家之御書物」すなわち藩（藩主毛利家）の記録であるので、できるだけ小さな字で書いて仕立て（つくり）を立派なものとするべきである。そうすれば（そのような意識で記録を作成すれば）、おのずと小さな字で書くようになり、書き損じも減り、作成した記録に自然と「御威光」が備わり、そのことは藩（藩主毛利家）の御為になる、という。「御当家之御書物」という公的な存在である役所の記録は、仕立て（つくり）を立派にし、「御威光」が備わるよう心がけることが大切で、そのような意識が、結

果的に紙の使用量削減につながるという。

すでに指摘したことがあるが、ここにも見える「執之御役所御控ニても則御当家之御書物」という認識は、藩庁各役所における文書記録の保存意識を支え、各役所での無秩序で勝手な廃棄や反古化を防ぐ重要な柱となった。²⁶

（2）使用紙の小型化

各役所が業務で作成する文書、冊子、帳簿類は、基本的にサイズが統一され、種類ごとに定まった規格の紙が使われ続ける。ところが一九世紀に入ると、紙使用量削減のため一部の規格を見直し、小さな紙を使うようになったケースがある。

紙使用量削減に関する従来の指示の徹底を命じた文化九年（一八一二）の通達には、「沙汰手紙」以外の「通例之御用状」は、「半紙手紙」（この場合は用紙の規格を指す）で済ませるようにとの指示がみえる。²⁷ 「沙汰手紙」とは重要な内容を含む業務上の書状、「通例之御用状」は簡単な内容の書状、業務上の形式的な書状といった区別と考えられるが、そのうち後者は、規格の小さな用紙「半紙手紙」を

用いるようにという。文政六年十月の通達でも、役所間での連絡はできるだけ「半紙手紙」を用いることとし、今後役所に支給する用紙の三分の二は「半紙手紙」、残る三分の一を「本手紙」とするとした。

一九世紀に入ると、役所間でやりとりする業務上の書状（御用状）は、できるだけ小さな紙（「半紙手紙」）を使うというルールが強調される。

役所側から使用紙の小型化を申し出たケースもある。文化十二年（一八一五）九月、御宝蔵方（藩主家の什書・什物を納めた蔵、御宝蔵を管理する役所）から藩上層への申請書によれば、御宝蔵方では、これまで帳簿類にすべて「広折」紙を使用していたが、儉約のため再検討したところ、「半紙」でも十分な場合があった。そこで今後は、「広折」「半紙」両方を使うことにし、必要な場合に限り「広折」を使うことにしたいという。²⁹「広折」は大きめの紙、「半紙」はそれより小さい規格の紙である。

この事例から、原則的に各役所は、定められた規格の用紙で文書記録を作成し続けること、規格変更は役所の勝手にはできず、藩上層（国元であれば当

職）の許可を必要としたこと、儉約が強調されるなか役所自身が見直しを図り、使用紙の小型化を申し出る場合があったことなどがわかる。

（3）行数規定

文政六年（一八二三）十一月、藩は「当御仕組不尋常御取締」という状況下、紙使用量削減の徹底を命じ、関連する過去の通達、すなわち享保十一年（紙別の行数規定）、明和二年・安永二年（削字・汚れの許容）、安永七年（長文禁止）、文化九年（御用状の半紙手紙使用等）の各通達の厳守を申渡した。³⁰前述のように、このことから、享保十一年の行数規定が以後藩庁での原則となっていたことがわかる。

ところが翌月、一部の紙に関しさらにきびしい行数規定が申し渡される。「ミの紙（美濃紙）」「新折」は片行一一行、「半紙」は九行にせよという。³¹享保十一年通達に美濃紙の規定はないが、「新折」「半紙」は享保十一年時と比べ二行も行数が増えている。また、紙一尺に一五行を目処とする指示もあり、こちら一〇行とした享保三年の規定よりきびしい。

文政六年は、十く十二月に紙使用量削減に関する

通達が連続して出されている。前後の状況をみると、文政五年に藩借銀が銀五万貫の大台に乗り、家臣馳走米は同年より一七石、同七年からは五年間の半知（二〇石懸かり）となる。³² よりきびしい行数規定の背景には、こうした財政逼迫の深刻化がある。なお、美濃紙や「新折」「半紙」は、当時藩庁で使用されることの多い紙であったと考えられる。

安政四年（一八五七）十二月、郡奉行所は代官に通達し、郡奉行所へ提出する「郡方御仕渡米銀受払一紙」などの帳簿類は、これまで片折七〜九行で記入していたが、今後は基本一行にせよとしている。興味深いのはその理由で、紙筆の使用量削減に加え、郡奉行所で保存する文書記録類の軽減のためにもせよせよとある。³³ 保存文書の嵩を減らすため行数を増やせと指示する点が興味深い。

(4) 山代紙の衰退と紙使用量削減
以上検討したように、藩庁での紙使用量削減は、基本的に、財政逼迫を背景に、「費無之様」とか「紙之費を厭候心持肝要」という論理、すなわち支出削減、経費節減の点から強く求められた。ところが、

幕末期、天保十三年（一八四二）六月には、別の論点から紙使用量削減が求められた例がある。³⁴

御用紙遣ひ方之儀二付而者追々御沙汰之趣も有之、無疎事二者候得共、近年楮殊之外高直二而、諸郡紙請之百姓とも令難渋及離散ニも候体二付、追々御米銀差出、仕与御沙汰、猶漉除をも御沙汰、御請紙余分之減少ニ相成候、就右自今已後八別而心を用ひ、一紙二而も糞抹之取扱無之様、手子小使ニ至迄嚴重取締御沙汰候、若不都合之取計於有之ハ、屹度可被及御沙汰候事

御用紙の使用方法についてはたびたび指示しているが、近年は紙の原料の楮が高値で、請紙制下の百姓が困窮し、ついには離散するありさまである。藩は再建策（仕組）を実施し、百姓へ米銀貸与や請紙減免などを施しているが、それでも紙漉き量は減少している。こうした状況を理解し、藩の役人は特に注意して一紙も粗末にしないようにせよという。

山代紙が藩財政を支える重要な柱とされ、それゆえきびしい収奪対象となり続けた山代の紙漉百姓は、年を追うごとに困窮疲弊の度を増し、結果紙漉

き量は激減した。天保期の紙漉き量は、ピーク時の寛文期と比べ約四分の一にまで減少している。³⁵

この通達で藩は、紙生産者である百姓の困窮疲弊、それによる紙漉き量の減少という現実を理解し、紙の節約、紙使用量削減に努めよという。「困窮する紙漉き百姓を救うためにも紙を節約せよ」とまでは言わないものの、紙漉き百姓、紙漉き地域のきびしい現実を示しながら紙の節約を求める論法に、従来ない特徴をみる。それは、当該期の山代紙の衰退、紙漉き百姓の困窮の激しさ、それに対する藩の危機意識の大きさを表している。

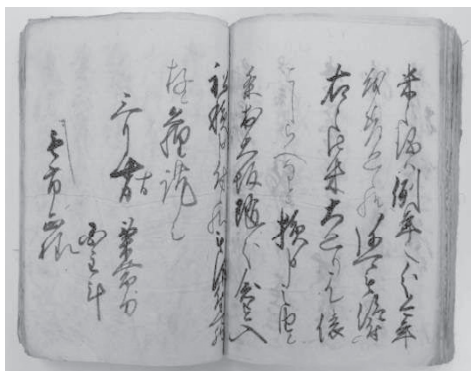
四 実際の藩庁記録にみる行数変化

紙使用量削減のため、藩が繰り返し命じた「細字」書きや行数規定厳守は、各役所での程度守られたであろうか。毛利家文庫に残る各役所作成の記録シリーズをいくつかとりあげ、サンプル的に確認（目視）した範囲で検証してみる。

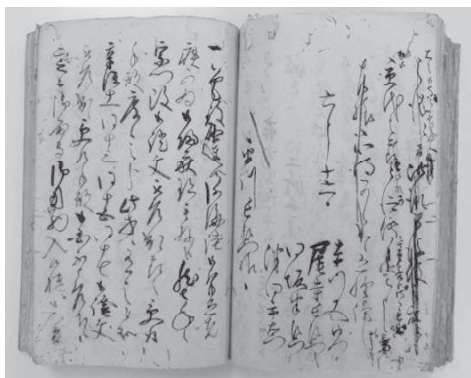
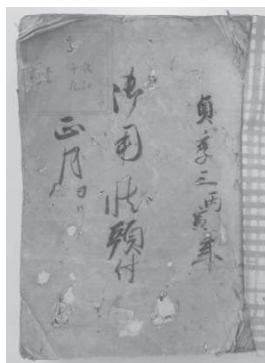
(1) 「御用状控」(49 状控類 1 ～ 18)

「御用状控」は、藩重役の当役に附属する役所、御用所作成の記録で、当役や江戸加判役が国元の当職や国元加判役とやりとりした書状を書き留めた冊子である。藩政中期の貞享期から幕末、嘉永期まで残る。大きさは堅約二四 cm、横約一七 cm（展開状態で約三四 cm）。明治以降、毛利家での修史事業の過程で小口が若干裁断された可能性があるが、大きさから「中小杉」紙か「半紙」使用と理解する。各役所は、「〇〇控」や日記など、業務で日常的に作成・利用する冊子型記録の多くに、小さい規格紙の「中小杉」「半紙」を使ったようである。

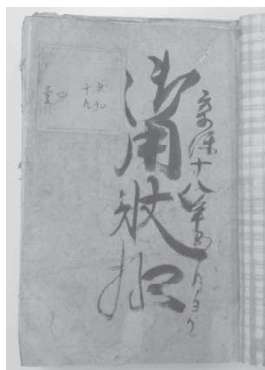
最も古い貞享三年（一六八六）分の場合、一頁（用紙堅折）に五～六行（六行が主）が多い。一文字もかなり大きめである（写真 1）。これは元禄頃まで同じである。行数規定が定まった享保十一年直後では同十八年（一七三三）分が残るが、一頁に七～八行（七行が多い）が多く、規定（「半紙」堅折七行）にほぼ準じている。文字は貞享三年分と比べれば小さい印象をうける（写真 2）。一八世紀後半期、宝暦後期はまだ七行が多いが、続く明和頃から八行が



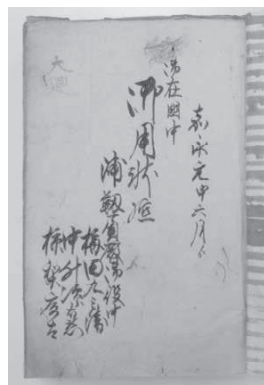
(写真1) 「御用状控」 貞享3年分 1頁5行書きの部分



(写真2) 同 享保18年分 1頁7行書きの部分



(写真3) 同 嘉永3年分 1頁9行書きの部分



主となり、文政五年（一八二二）でも同様八行である。「半紙」の行数規定がきびしくなった同六年以降は、同七年分から九行が主となっており、幕末期、嘉永四年（一八五一）まで同様である（写真3）。

「御用状控」の場合、行数規定の画期、享保十一年・文政六年を境としてみると、規定に準じて次第に一頁あたりの行数が増え、字も細く小さくなるなど、規定が遵守されていたようすが明らかである。

（2）「当職所日記」（19日記²²）

「当職所日記」は、国元の民政・財政を統括する藩の重役当職に附属する役所、当職所の業務日誌である。元文四年分（一七三九）がもっとも古い。大きさは、堅約二三・五cm、横一六・五cm、これも「小杉」か「半紙」使用と理解できる。

元文四年分では一頁八〜九行が多いが、書き手（当職所筆者役）によるバラツキが多い印象で、七行もあれば一二行もあり臨機応変といった感がある。しかし宝暦期にはほぼ八〜九行（八行が多い）となり、元文期と比べ整った印象となる。安永期も同様である。文政六年（一八二三）以降では、同八年分が八

〜九行、多くは九行書きとなり、幕末、弘化・嘉永期では一〇行書きが主となる。国元を統括する最高役所ゆえか、規定より多い行数で書く傾向にある。

（3）「二十八冊御書付」「諸御書付」（40法令^{135・138}）

「二十八冊御書付」（以下「二十八冊」）と「諸御書付」は、当職の下、代官を統括して民政を担当した郡奉行所が、業務に必要な法令・通達類をまとめた法令集である。³⁶この点で、日常業務で作成された「御用状控」「当職所日記」とは性格を異にする。

「二十八冊」は延享頃（一七四〇年代）作成で、全二八冊で構成されることからその名がある。堅約二八・五cm、横二二cmの大型の冊子で、「新折」紙を使用したものと考えられる。「新折」は、享保十一年規定では堅折九行書きとされたが、本記録は七行書きが基本で字も大きい。

「諸御書付」は「二十八冊」の続編で、文化五年（一八〇八）に最初の巻一〜一八が編集され、その後、文政五年（一八二二）頃に巻一九〜二三、嘉永二年頃（一八四九）に巻二四〜二六、安政二年頃（一八五五）に巻二七〜三〇が作成された。文化・文政・

嘉永期作成分は、「二十八冊」同様「新折」使用で、安政期分のみ「中小杉」「半紙」使用の小型版である。行数は、同じ「新折」使用分でも、文化五年と文政五年作成分は「二十八冊」同様七行書き、一方、嘉永二年作成分は九行書きである。「半紙」使用の安政五年作成分は九行書きで規定通りである。

両記録は、藩の規定に準じない「ぜいたくな」つもりだが、これは法令集という性格上、例外扱いを当職（当職所）から認められ、読みやすさ、使いやすさを重視し、緩やかな行数、大きな文字での作成がなされたと理解できる（例外規定については「おわりに」参照）。ただしこのケースでも、幕末期には行数の増加、冊子の小型化などの変化があり、そのような形での方針の貫徹がやはり確認できる。

おわりに

以上、萩藩が財政逼迫を背景とする紙使用量削減（経費節減）のため、紙の使い方、文書記録の作成の仕方について細かな指示を出していたことを明ら

かにした。それは、細い小さな字（「細字」「細筆」）での記入や行数規定を基本に、藩政後期には文書作成の心構えにも及んだ。また、黄紙を公用紙とすることで藩庁での紙の公私を明確にし、藩の紙の私用禁止を徹底させた。

藩財政史の動向をふまえると、紙使用量削減の指示の多くが、大規模な行財政改革である仕組の実施時、家臣や領民への重い臨時負担を課した時期、あるいはその前後に出されたことがよくわかる。「細かい小さな字で行数を詰めて書け」「文章をだらだら書くな」といった細かい指示や、黄紙の公用紙化という視覚に訴える制度変更は、それ自身が財政立直しの根本策にはならないが、家臣たちへ財政逼迫の切実さ、支出削減の重要性を強く意識させる効果があった。

しかしそれは、あくまでも藩内のルールに止まる。前述のように、黄紙は藩内の使用に止まるものであったし、美濃紙・「新折」の行数規定などを定めた文政六年十二月の通達には次のようにある。

尤公儀其外他所江差出候品々、且又於御内輪も御

ヶ条御書付、或ハ諸役所江対し被差出候根沙汰物、
又ハ御家来江被渡下候御沙汰書等者、什物ニ致し
永世相嗜置事候条、前条之御定ニ不拘、調被仰付
候事

幕府・諸大名へ提出する文書や、藩内の場合でも、
法令類、諸役所へ発給し以後の業務の基準となる文
書類（「根沙汰物」）、家来へ発給する奉書などの文
書類は、什物となり長年大切に保存されるもの（「永
世相嗜」）³⁷であるので例外扱いとする、とある。そ
れらの文書は、役割、機能に応じた書式、形態をも
つはずで、これについては別途検討が必要となる。³⁸
最後に、寛保元年（一七四一）九月、萩藩（萩藩
主）が、朝廷、幕府、諸大名に対し用いる紙の種類
を定めた次の通達を紹介しておく（傍点筆者）。

覚

- 一 禁裏江之御書御目錄共ニ
 - 一 公儀江之御書并御目錄御書付物其外ともニ一切
 - 一 御老中・若年寄・京都諸司代・大坂御城代
 - 一 松平兵部大輔様
- 但、兵部大輔様御客ニ御出被成候節、御馬毛

付御番付其外一切

右孰も御国漉之紙御用ひ被成候

一堂上方を始、諸御大名方江之御書紙

右孰も越前奉書御用ひ被成候

右之通被仰付候間、向後無間違様ニ可被相心得候事

寛保元

九月

萩藩（萩藩主）から朝廷、幕府・幕閣、および親
戚である越前藩主松平宗矩（兵部大輔）へ宛てる文
書や進物時の目録などには、今後「御国漉之紙」す
なわち自国産紙（山代紙）を用い、公家や諸大名へ
は越前奉書紙を用いることを定めている。周知のよ
うに越前奉書は越前国で漉かれた奉書紙で、当時の
最優秀紙である。それを差し置き、朝廷、幕府・幕
閣などへはあえて自国産紙を用いるという決定の背
景に、そのような機会を通じて自国産紙の宣伝をし
たい、という意図を読み取ることは可能だろう。た
だし事情は単純ではない。

田中の研究によれば、山代紙は、江戸時代前期に
は本座紙と呼ばれ、「半紙之頭紙」「無隠紙之儀」

と大坂で高評価を得ていたが、次第に諸国紙に追いつかれ、元禄初年（一七世紀末）頃にはその評価を下げ、大坂での販売に苦戦するようになっていた。藩のきびしい収奪（請紙制）の結果、生産量は寛文期をピークに減少しており、藩はその再建のため、享保十九年（一七三四）の楮検地、寛保三年（一七四三）の楮石宥免などの処置を施さねばならない状況にあった⁴⁰。幕府・朝廷への自国産紙使用は、ちょうどそのような時期の方針である。とすれば、それはこの時期の請紙制再建策との関連で理解すべきであろう。

幕府・朝廷の人々に山代紙の品質を再認識してもらえることができれば、低下しつつある山代紙の評価を高めるきっかけになる。そのことが、大坂での山代紙の再評価、販売量増加につながるの期待があったのではなかるうか。幕府・朝廷などへ自国産紙を積極的に使用する方針は、藩・藩主による山代紙の売り込み、トップセールスであったと評価できるかもしれない。もちろん、それがこの問題の根本的な解決策にはなりえない。

註

- 1 大藤修「近世文書論序説（上）」「同（中）」『史料館研究紀要』第22・23号、一九九一・九二年。
- 2 塙書房 二〇一三年。以下同書から参照・引用した場合は『田中』と略記する。
- 3 初版一九四一年、復刻版マツノ書店 一九七四年。
- 4 『山口県史 史料編』近世2（山口県 二〇〇五年）997頁・332加判衆連署条々写。
- 5 『田中』第六章「萩藩中期藩財政研究序説」。
- 6 『毛利十一代史』（名著出版一九七二年）第二巻408～441頁。
- 7 『田中』第五章「萩藩前期の山代紙」、第八章「萩藩中期の山代紙」。山代の請紙制は、「田方・畠方・楮方の本所務（年貢）を、すべて紙でもって収納する」という特異な徴祖法と、紙専売制が密接不可分に結びついた制度であり、何重もの収奪を可能とするものであり、紙を渡く山代の百姓にはきわめて過酷な制度であった（『田中』第十三章「萩藩後期の山代紙」447頁）。
- 8 「二十八冊御書付」（『山口県史料 近世編法制上』山口県文書館 一九七六年）155頁・6。なお、同書からの引用にあたり、助詞の表記等を原本を参考に一部修正した場合がある。
- 9 「二十八冊御書付」（『同前』155頁・5）。
- 10 『田中』第六章177～179頁。
- 11 「二十八冊御書付」（『同前』291頁・21）。

- 13 12 『田中』第六章 187～189頁。
 「二十八冊御書付」(『同前』 298～300頁・29)。
 14 同右(『同前』 310頁・44)。
- 15 「半紙」は、近世には竪八寸×八寸五分、横一尺八分×一尺一寸とされる。萩藩の場合、「中小杉」紙が竪八寸、横一尺一寸五分で(『防長造紙史研究』「半紙」とほぼ同じである。萩藩の通達にみえる「半紙」は、「中小杉」を含むものとみなしえる。
- 16 「二十八冊御書付」(『同前』 290頁・18)。なお、他藩でも色つき紙を使う例がある。大島晃一「盛岡藩の染紙文書」(『岩手県史研究』第77号 一九九四年)、同「八戸藩の染紙文書」(『同』第78号 一九九五年)、渡辺淳「幕末土佐藩の公用紙」(土佐山内家宝物資料館だより『海南千里』第30号 二〇一〇年)。この情報は高橋実、種村威史両氏から提供を受けた。記して感謝する。
- 19 18 17 「二十八冊御書付」(『同前』 210～212頁・25)。
 『田中』第六章 172頁表(2)、182頁。
 藩の文書用紙に色を定めた例がある点に論及したのも
 のとしては前掲大藤の研究が早い。同氏は、萩藩や徳
 山藩が文書の色を定めていることにつれ、「組織体とし
 てのアイデンティティ、文書の正規性を色によって表
 示した」と評価した。萩藩での黄紙使用のきっかけは
 本稿での検討のおりだが、そののち氏の指摘する側
 面が出てくることに注目すべきであろう。
- 20 『田中』第九章「萩藩後期の藩財政」 263～267頁、表
 (2)。
- 21 「御書付其外後規要集」(『山口県史料 近世編法制
 下』 538～540頁・17)。この通達は、文政六年十一月「覚
 の中で確認できる。
- 22 同右。
- 23 22 『田中』第九章、表(2)(264頁)
 「御書付其外後規要集」(『同前』 538～540頁・17)。
 同右。
- 24 23 22 拙稿「萩藩における文書管理と記録作成」(国文学研
 究資料館編『藩政アーカイブズの研究』 岩田書院
 二〇〇八年)第二章。
- 25 24 23 22 「御書付控」(40法令 160(46の29))。
 「御書付其外後規要集」(『同前』 536～537頁・14)。
 「御書付控」(40法令 160(46の30))。
 「御書付其外後規要集」(『同前』 538～540頁・17)。
 同右。
- 26 25 24 23 22 「田中」第九章、表(2)。
 「諸郡事万控」(11政理 168(6の5))。
 「御書付控」(40法令 160(46の40))。
 「田中」第十三章 446～447頁。
 「二十八冊御書付」諸御書付の作成に関しては、
 拙稿「毛利家文庫・法令一三八『諸御書付』について」
 (『山口県文書館研究紀要』第25号 一九九八年)で検
 討した。
- 27 36 35 34 33 32 31 30 29 28 27 「嗜」 「嗜置」という用語に、「文書を大切に保存・
 継承する」という意味があったことは、拙稿「萩藩土
 家における『御判物・御証文』の保存と管理」(国文学

- 研究資料館編『アーカイブズの構造認識と編成記述』
思文閣出版 二〇一四年）で検討した。
- 38 萩藩の文書に関する古文書学的な研究はまだ少ない。
河本福美「萩藩毛利氏発給文書の変遷について」（『瀬
戸内海地域史研究』第7輯 文献出版 一九九九年）、
吉田真夫「萩藩主発給『年始歳暮礼状』について」（『山
口県文書館研究紀要』第35号 二〇〇八年）など。
「御意口上控」（38御意書 6（13の2））。
- 40 39 『田中』第八章。